

## 指定通所介護 料金表

(2019年10月～)

### 1 基本サービス料金

	サービス 提供時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
契約者の要介護度と サービス利用料金	6～7時間	5,750円	6,790円	7,840円	8,880円	9,930円
自己負担額 (1割)	6～7時間	575円	679円	784円	888円	993円
自己負担額 (2割)	6～7時間	1,150円	1,358円	1,568円	1,776円	1,986円
自己負担額 (3割)	6～7時間	1,725円	2,037円	2,352円	2,664円	2,979円

#### 1-② 基本サービス【サービス提供体制加算Ⅱ】

	サービス提供体制加算 (1回につき)
サービス利用料金	60円
自己負担額 (1割)	6円
自己負担額 (2割)	12円
自己負担額 (3割)	18円

### 2 加算対象サービス料金

	入浴介助 (1回につき)	個別機能訓練加算 I (1回につき)	個別機能訓練加算 II (1回につき)	生活機能向上 連携加算 (1月につき)
サービス利用料金	500円	460円	560円	1,000円
自己負担額 (1割)	50円	46円	56円	100円
自己負担額 (2割)	100円	92円	112円	200円
自己負担額 (3割)	150円	138円	168円	300円

### 3 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算

上記合計金額に 5.9%相当の処遇改善加算及び 1.0%相当の特定処遇改善加算が加わります。(1 か月あたり)

### 4 送迎を実施しなかった場合

自ら通う場合や家族が送迎を行う場合などは、片道につき 47 円 (自己負担額 1 割の場合) または 94 円 (自己負担額 2 割の場合) が減額となります。

- 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(これを償還払いと言います)
- 居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
- 償還払いとなる場合は、事業者は契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途徴収します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の自己負担額を変更します。